

学位論文審査結果の報告書

氏 名 辻 本 典 央

生 年 月 日 昭 和 4 2 年 3 月 3 日

本 籍 (国 籍) 日 本

学位の種類 博士 (法学)

学位記番号 第 9 号

学位授与の条件 学位規程第5条2項該当
(博士の学位)

論 文 題 目 刑 事 手 続 に お け る 審 判 対 象

審 査 委 員

(主 査) 神 田 宏



(副主査) 永 井 博 史



(副主査) 土 屋 孝 次



(副 査) 山 本 雅 昭



論文内容の要旨

辻本典央『刑事手続における審判対象』（2015年3月、成文堂（東京））

本論文は、そのタイトルのとおり、刑事手続における審判対象の探求を課題とするものである。この問題は、刑事訴訟の構造及び本質を問うものとして、時代や国境を越えて議論されてきた。近時もお、判例・学理において新たな問題が提起され、依然として、刑事訴訟理論における最重要課題の一つである。

本論文は、以上の議論状況において、従来の実務及び先行研究を踏まえた上で、一定の回答を示すものである。その際、「訴因」及び「公訴事実の同一性」という2つの重要概念について、その意義・機能を十分考慮した上で、その内容の解明を試みる。両概念は、とかく難解なものである。特に、裁判員裁判の時代において、このような考察は、十分な意義を認められることであろう。

本論文は、全体を3つの編で構成する。

第1編は、訴因論として、その意義・機能を踏まえた内容を示す。ここでは、訴因という日本に独特の制度ゆえに、日本の判例・学理がその検討対象となる。詳細は、以下のとおりである。

第1章「訴因の意義・機能」では、訴因の本質、訴因と公訴事実の両概念の関係といった問題について、訴因を審判対象と理解する従来の見解を踏まえて、公訴事実の記載に際して訴因を明示すべきとする法規定に着目し、そこから、訴因を民事訴訟における請求原因事実（主張）と同義に理解する基盤を導いている。そのような意味において、従来の通説が、訴因を審判対象と理解する前提自体について再検討の余地があることを提示し、本書の問題関心を明らかにした。

第2章「訴因の特定性」では、この問題に関して従来から議論の対象とされてきた4つの判例（最大判昭37・11・28刑集16巻11号1633頁「白山丸事件」、最決昭56・4・25刑集35巻3号116頁「吉田町覚せい剤自己使用事件」、最決平14・7・18刑集56巻6号307頁「前原遺体白骨化事件」、最決平17・10・12刑集59巻8号1425頁「阿倍野区麻薬特例法違反事件」）の分析に基づいて、本論文では、「罪となるべき事実」は民事訴訟における請求原因事実と該当するとの理解から、各法律要件を充足する具体的事実の明示が要請されるものとの見解を提示した。

そして、これを理論的に検討すべく、第3章「請求原因事実としての『罪となるべき事実』」では、民事訴訟における要件事実論に範を得て、そこから「罪となるべき事実」の分析を行った。すなわち、刑事訴訟では、検察官が原告として、起訴状に公訴事実を記載し、そこで訴因を明示するのであるが、これをもって、民事訴訟における原告の主張である「請求原因事実」との同質性を認めて、訴因として具体的に記載すべき基準（要素）を見出そうというわけである。まさに、要件事実論とは、「民事訴訟において主張・立証されるべき事実を実体法上の法律効果の発生と関連付けて考える考え方」を基礎にして、刑事訴訟における訴因を「ある法律効果の発生要件に該当する具体的事実」であるべき要件事実として措定するのである。このような理解を前提に、本論文は、要件事実たる「罪となるべき事実」の特定性、明示性の問題を検討した。つまり、特定性は、あくまで他の事件との区別を示すものであることを前提に、従来の識別説がそれにとどまっていたのではないかとの疑問を提示した上で、なおも、明示性の観点から、これが「刑事訴訟における請求原因事実であり、原告（検察官）の主張及び裁判所のそれに対する応答として、民事訴訟と共通のルールに服する。特に、法律要件である犯罪構成要件を充足することを根拠付ける事実、訴訟の具体的進展にかかわらず、最低限度の具体性を以て明示されなければならない。」との結論を提示した。そこから、前述した特定性が問題となった事案についても、個別の犯罪類型ごとに明示すべき具体性の程度が異なり得るものとして、法律要件とそれに当てはめて具体化されるべき罪となるべき事実の関係を明らかにした。

さらに、第4章「訴因の特定性に対する外在的制約」では、近時、主として性犯罪やストーカー犯罪に際して、検察官が被害者を匿名にして起訴するケースを念頭に、従来の特定性に関する議論が、主としてそれ以上詳細に具体化できない事件に関する問題であったことに対して、ここで問題とされるのが、被害者保護という他の刑事司法における保護されるべき利益との関係で制約されることはあり得るのか、またその際に遵守されるべき基準は何か、という問題を検討した。その検討に際して、被害者保護の必要性、重要性を踏まえて、請求原因事実として最低限度記載されるべき事項が記載されているのであれば、必ずしも、氏名等の特定事項は記載されるべき必要はないとした。ただし、被告人の防御利益を不当に制限しないために、刑事弁護人への通知と、その守秘義務を条件とすべきであるとしている。

第2編は、公訴事実の同一性論を検討した。やはり、本概念の意義・機能に言及した上で、その内容の検討にあたっては、特に、ドイツの議論を考察する。そこでは、古くから判例・学理において多くの議論が重ねられ、日本とは異なる視点も提示されており、比較法的考察の意義は大きい。

第5章「ドイツにおける所為概念に関する議論」では、公訴事実の同一性概念について、その本来担うべき機能の検討に向けた予備的考察として、ドイツにおける「所為 (Tat)」及びその同一性 (Tatidentität) に関する議論を概観している。その際、まず、ドイツと日本とで訴訟構造に違いがあること、しかし、それは刑事手続の課題 (審判対象) の議論において、決定的な事項ではないことを確認した上で、ドイツでも、行為の特定性などが議論されており、両国での問題の共通性を示した。そして、具体的には、判例及び学理の多くの事例研究を踏まえて、①実体法と手続法の行為概念の独立性 (ただし、一罪関係にある行為を分断することはできないという意味で片面的従属説=学理の通説)、及び、②具体的行為の1個性基準として総合説 (事実的観点と規範的観点を総合的に考察する見解) を、日本でも範とすべき見解であることを示した。

第6章「公訴事実の単一性」及び第7章「公訴事実の同一性」は、第5章での検討を受けて、日本の従来の議論を分析し、ドイツ法で得た知見を基に、その当否を検討している。日本では、そもそも、公訴事実の単一性の観点を同一性の議論の中に措定すべきかについて、これを否定する見解も見られるが、単一性と狭義の同一性とは、その趣旨及び検討すべき観点が異なるものであることから、本論文は、通説に従い、双方の観点を分けて議論する見解にたっている。これを踏まえて、単一性の問題としては、通説 (判例含む) が、実体法の罪数論との従属関係を全面的に認める見解に対して、異論を唱え、結論としては、ドイツ法の通説である片面的従属説が支持されるべきであるとした。その際、ドイツの全面的独立説 (判例) が述べるとおり、実体法上の罪数論と訴訟法上の行為論 (単一性論) の趣旨が異なること、ただし、実体法上の一罪性の決定は訴訟法上もこれを最低限度の単位として尊重すべきものであることから、論証している。それゆえ、社会的事実としての単一性と、実体法上の評価を含めた規範的1個性が、訴訟法上の単一性の基準とすべきであるとした。他方、公訴事実の同一性 (狭義の同一性) については、特に帰属のアプローチと比較のアプローチとの対比を主たる議論の対象とし、従来の判例及び学説を分析している。その際、結論としては、鈴木茂嗣教授の見解が支持されるべきであるとし、その論証として、同説と合致するドイツの通説 (総合説) の理由付けを援用している。もっとも、鈴木説は、当初は「訴訟外のetwas」を措定してそこへの帰属性を重視していたのに対して、その後変説し、比較のアプローチを採ることになった点は、疑問を示している。すなわち、帰属のアプローチに対して従来から述べられてきた、これが当事者主義になじまないとする批判は決定的なものではなく、逆に、比較のアプローチによると、当事者主義性が強調され、検察官に、審判対象を超え、解決すべき訴訟課題まで自由に設定できる権限を与えることの問題性を説いた。つまり、訴訟でどのような形で解決すべきかという問題と、そもそもどのような社会的問題が解決されるべきであったかという問題は、これが混同されてはならず、後者においては、社会的実体を踏まえた帰属のアプローチが採られるべきであると主張したのである。

以上の検討を踏まえて、第3編は、まとめとして、訴因論と公訴事実の同一性論の具体的結論を示している。その際、刑事訴訟における具体的問題解決という視点から、①訴因変更の必要性 (第8章)、②形式裁判と訴因の関係 (第9章)、③罪数論と手続法との交錯 (第10章) といった論点について、検討を行っている。その結論を列挙すると、①訴因変更の必要性については、事実記載説と法律構成説の再検討を踏まえて、訴因が刑事訴訟における請求原因事実であることから、その明示性・特定性が要求されるものであるとの理解を前提に、訴因変更の必要性に関する具体的基準も、個別の犯罪構成要件の解釈から導かれるべきものであるとの見解を提示した。また、②形式裁判と訴因の問題については、公訴事実の単一性論に関する議論を踏まえて、実体法上の一罪性に対する従属性と、形式裁判における訴因の拘束力の2点について、最高裁判所判例及び通説に対する批判を述べ、片面的従属説の立場からは、そもそも一罪性の拘束は否定されること、また、形式裁判における訴因の拘束力は否定されるべきことを、結論として提示した。最後に、③罪数論と手続法との交錯の問題も、②の問題と平行して、片面的従属説の確認と、訴因の拘束力の否定という結論を示した。

そして、第11章「刑事手続における審判対象」では、本論文のまとめとして、狭義の審判対象論として訴因論の問題を、また広義の審判対象論として公訴事実の同一性の問題を、それぞれについて簡潔に結論を提示した。その概要として、まず、「訴因論」においては、特に起訴状における「罪となるべき事実」の記載を、民事訴訟と平行に、検察官による請求原因事実であると措定し、そこから、具体的な事案で要求される記載要件を検討するという視点を提示した。これは、従来の刑事訴訟法学理に見られなかった新たな知見であり、筆者は、これを民事訴訟法の基礎理論との比較から、導き出したものである。これによると、記載すべき基準は、一般的抽象的に論じられるものではなく、犯罪類型ごとに分けた検討が必要であると説いた。第二に、「公訴事実の同一性論」においては、単一性と狭義の同一性とに区別するという伝統的な枠組みを前提に、前者については、実体法上の罪数論への従属性を片面的にのみ肯定するという、見解を提示した。これは、ドイツ法における判例と学理とにおける議論を踏まえた考察によるものであり、日本の議論へも転用可能なものである。他方、狭義の同一性論においては、鈴木茂嗣教授の分析を前提としつつ、その考察の問題点を追及する中で、訴訟外事実の考察可能性を改めて主張している。

論文末尾である、第12章「事例研究」では、近時の最高裁判例（最決平18・11・20刑集60巻9号696頁「久留米制限超過利息受領事件」、最決平22・2・17集刑300号71頁「宇部店舗放火事件」、最判平21・7・16刑集63巻6号641頁「大津石油会社過重労働事件」）について、本論文からの視点を踏まえた検討を行っている。

論文審査結果の要旨

法学研究科委員会では、辻本典央氏（以下、「受審者」という。）による博士論文審査申請について主査を神田宏教授、副主査を永井博史教授及び土屋孝次教授（以上、近畿大学法学研究科）並びに副査を山本雅昭教授（近畿大学法務研究科）に定め、論文審査及び口頭試問を実施した。受審者提出論文（以下、「本研究」という。）についての口頭試問質疑応答を含めた審査要旨は次の通りである。以下に、1. 刑事法領域、2. 民事手続法領域並びに3. 公法領域の観点による審査の概要を記し、以上の審査概要に基づいて、本研究によって受審者に博士（法学）の学位を授与すべきか評価する。

1. 刑事法領域

1) 刑事司法実務に及ぼす影響並びにドイツ刑事訴訟法学の日本刑事訴訟法学への転用可能性及び当事者主義と職権主義の相違について

本研究は、訴因及び公訴事実の同一性に焦点を当てて刑事訴訟における審判対象を論じたものであるが、訴因論については判例理論が形成されており、公訴事実の同一性論も、広く一事不再理効も含めて、実務上一定の考え方が定着していることから、両者はこれまで学理よりも実務主導で考察されてきたところである。これに対して本研究は、訴因論については民事訴訟法〔学〕、特に原告側の請求原因事実との関係を意識しながら論じ、また、公訴事実の同一性、特にその単一性についてはドイツ刑事訴訟法〔学〕に範を置いて、我が邦の実務と違ったところを受容も含めて論じ一定の変化を提案し、実務との違いを指摘しようとしたものである。

もっとも、この点さらに、上述の如く範を置こうとするドイツ刑事訴訟法〔学〕が我が邦の刑事訴訟法〔学〕に妥当するか、また、当事者主義と職権主義の相違についても確認が必要である。ドイツの刑事訴訟は職権主義を採り、日本では当事者主義を採る。このように基本的な考え方・進め方について違いがあるが、受審者は、ドイツの刑事訴訟法と我が邦の〔現行〕刑事訴訟法の条文の構造が非常に類似することが指摘する。これは、我が邦が第2次世界大戦後に現行刑事訴訟法を制定するにあたって、主にアメリカ合衆国憲法に拠った日本国憲法の基本的な考え方を引き継ぎ、当事者主義を採ろうとしていることは間違いないが、条文の構成自体はほとんど手を加えられることがなかったからであり、刑事訴訟法全体としての枠組みはドイツ法に範を置いていた旧法とさほど大きな変化はなかったことから、ドイツ刑事訴訟法〔学〕を参照することに説得力はあるというのである。

また、両者の当事者主義と職権主義の相違を見ても、それは、職権主義が裁判所・裁判官がイニシアティブをとって訴訟を進め、真実解明について裁判所が責任をもつ考え方であるのに対して、当事者主義は検察官がそれに対して責任をもつ訴訟構造であるといえるところに存し、このことは訴因論など様々なところで現れている。しかし何を刑事訴訟の中で解明すべきか、何が訴訟の対象になっているかという意味では、職権主義・当事者主義の差異はないのであって、国として刑事訴訟で何を解決すべきかという意味においては一以上、どのようにまた誰が責任をもつかという違いはあるにせよ一共通するものがあり、その点では共通した議論ができるとする立場は十分首肯できるものである。

さらに、本研究の二つの柱の一つである訴因については、検察官の主張する訴因に対して裁判所は拘束を受けるという意味では日本とドイツに当然違いはあるが、これは進め方の問題である。ドイツの議論と切り離すならば、例えば訴訟において一回でどのような事件を解決するか、後訴・別訴との関係で公訴事実の同一性という部分については共通するといえる。

本研究が刑事司法実務に及ぼす影響については、受審者も留保するように、判例も含めた刑事司法実務に対する直接的な影響を企図したのではなく、学理上の整理・展開を目指したものであることから、これを高く見積もることは困難であるかもしれないが、本研究が果たそうとした方法論は今後の展開が期待されるところであり、決して軽視しうるものでないというべきであろう。

2) 民事訴訟と刑事訴訟の並行的理解について

民事訴訟と刑事訴訟を平行的に把握することの適否が問題となるが、本研究は、訴因論、訴因とは何か、検察官が起訴状において主張すべき事実とは何か、それはどこまで特定されるべきであるか、これらの問題を考えるにあたって、民事訴訟の考え方が参考になると考えて検討を加えたものである。

訴因に関しては、受審者によれば、従来、判例を中心とした訴因論、訴因の特定性の問題にせよ訴因の変更の必要性の問題にせよ、識別説の考え方が実務を支配し、学理もこれに追随するという形で議論されてきた。その際、比較的抽象的に訴因とは何か、ある事実につき特定が必要であるかが議論されてきた、あるいはある行為や結果などが比較的抽象的に犯罪類型の違いを意識せずに議論されてきたことを指摘する。識別説は、この問題については抽象的であってよく、要素（「人を殺した」や「窃取した」など）が入っていればよいと理解してきたところであるが、実務の事情はあるにせよ、学理としては説明・理解の検討が必要であろう。どのような事件でどこまでの事実を主張しなければならないか、という問いについては、ある犯罪類型では特定の事実を具体的に示さなくてはならないが、また別の犯罪類型ではそれが抽象的でよいということもありうる。これは法律の構成要件ごとの趣旨・特徴であり、他の似通った犯罪との区別といった点からどこまで記載しなければならないかは、異なりえよう。この問題設定を踏まえて、受審者は、民事訴訟にいう請求原因事実すなわち請求趣旨に対する個別の法律要件を事実として組み立てた請求原因事実は何かに視線を向けることで、例えばある事実がこのような事例では抽象的でよいがこういう類型では具体的でなければならないということが明らかになると考えたと評価することができる。具体的な結論に対して何か変わるかということよりも、説明の仕方としてそのような理解がありうる、判例の具体的な結論も理論的な説明に説得力をより多く与えるというのが、受審者の民事訴訟を参照する独創的な方法論に結実したといえる。

刑事訴訟法の研究において同じ司法手続である民事訴訟法の理論を参照している点は挑戦的であり、通説的見解を再構成する成果が期待される。憲法の司法審査論でも、司法権行使の範囲を確定するために民事訴訟法由来の訴訟物理論や当事者適格論が参照されており、本研究の骨格部分に関して親和性が認められる。勿論、異なる対象を扱う民事訴訟法における理論が直接的に刑事訴訟法理論に適應することはないが、少なくとも、具体的事件において司法権の及ぶ範囲を確定する作業での同一性は認容でき、この意味において本研究の学理における先駆性が認められる。

3) 訴訟物について

刑事訴訟理論における識別説に関する受審者の評価と民事訴訟理論における旧訴訟物理論・新訴訟物理論との関係が、刑事訴訟理論への転用可能性（34ページ）も視野に収めて、明らかにされなくてはならない。このことに関連して、受審者は、本研究を、新訴訟物理論を手懸かりとするものでなく、旧訴訟物理論を参照したところであるという。識別説は、旧訴訟物理論を前提とし、法律要件に従って事実の組み立てができていくという前提で使われてきたというのが受審者の把握するところであるとされるが、この点、なお民事訴訟法学の見地から精査が必要であると思われる。

刑事訴訟の審判対象を訴因または公訴事実と把握しないで、民事訴訟の審判対象（訴訟物）と同様に権利（国家の「刑罰権」）と把握することには、次のような問題点がある。

たとえば、民事の所有権確認訴訟（または所有権に基づく返還請求訴訟という給付訴訟）において、当該所有権の取得原因を全く異なる事実（たとえば、「売買」の事実、あるいは「相続」の事実）で基礎づけた場合でも、民事訴訟においては所有権という同一の権利が審判対象（給付訴訟ならば同一の所有権に基づく返還請求権が審判対象）であるが、刑事訴訟の発想で考えれば、両者は事件が全く異別なので、異なる審判対象になるのではないかという疑念がある。

この点、受審者は、刑事訴訟において、請求原因事実が異なれば審判対象は異なり、たとえば、同じ金銭を奪うという事件でも、詐欺として請求原因事実を主張するのと、窃盗として請求原因事実を主張するのでは審判対象は別になると考えるが、この見解に対しては、そのような事案は、前記の疑念において指摘した事案のような異なる事件というべきではなく、同一事件の法的評価の問題にすぎず、異別の事件を基礎とする請求原因事実であるにもかかわらず審判対象を同一とする事案ではないとする問題点が残っている。

4) ドイツ判例における〔純粹〕非従属説について

ドイツにおいて実体法上の罪数と公訴事実の単一性との関係について、判例が非従属説をとっていることに対して学説からの批判が強いにもかかわらず、判例が非従属説に立脚するのは、ドイツの刑罰法規に固有の特殊な継続犯（犯罪組織構成罪等）の存在と観念的競合を広く認めてきたことに由来すると考えられる。

また、非従属説の理論的妥当性も問題となるが、実体法上の一罪を分割して公訴事実を構成する必要性があることと、実体法上の罪数論と公訴事実の単一性・同一性論とでは趣旨が異なることを根拠とするものというのが受審者の認識である。

このような判例の動向に対しては、学説においては、叙上のごとく実体法上・手続法上の一罪の趣旨に遡る見地から、社会的事実として数個であっても1回の訴訟で解決すべき事実の分割を認める純粹非従属説に対する批判が強く、受審者自身もこの批判には妥当性があると認識している。

5) 検察官によるかすがい外し及び訴因変更命令における片面的（部分的）形成力について

検察官が公訴提起に際してかすがい外しを行い、切り離された各罪について個別に公訴提起をした場合、裁判所が一事不再理に当たるかを審査するにあたって、「被告人側からの主張にも検察官の訴因設定段階における主張に準じるような効力を認める」（200ページ）と論じていることの趣旨は、被告人からかすがいとなる犯罪を含めた全体を科刑上一罪として審理されたいとの主張があった場合、一方で訴因に配慮しつつ、他方で被告人の主張を契機として全体を考慮に入れるのを認めることによって実務との接点を見出そうとするものであるとされ、論証に歪はない。

また、このことに関連して、訴因変更命令に片面的（部分的）形成力をもたせるべしとする主張についても、訴因変更命令の片面的形成力については、裁判所においてかすがいとなる犯罪を含め科刑上一罪となる全体を把握した場合、裁判所には訴因変更命令を発出して審判の対象を変える義務があると解され、この際、訴因変更命令に形成力を認めたとしても、最高裁判例との間に矛盾はないとされ、その妥当性を認めることができる。

2. 民事手続法領域

1) 請求原因事実と訴因の関係について

受審者は、「訴因」が民事訴訟における「請求原因事実」とパラレルであると主張しているが、民事訴訟における請求原因事実は訴訟物（審判対象）ではなく、それを理由づけるものでしかないのに対して、刑事訴訟において訴因は審判対象+A4ではないかという疑念を払拭できない。これは、本研究が明確に示しているわけでは必ずしもないが、受審者は、刑事訴訟における審判対象は、訴因ではなく、いわば「(犯罪) 刑罰権」であると捉えていることが一因となっているものと考えられる。

また、これとの関連で、「そこ（筆者注：訴因）から識別された要素には、裁判所の権限が及ばない」（8ページ）との説明が、確かに「訴因」が審判対象であるかのような誤解を招く表現であることは、口頭試問に際して受審者自身認めるところである。

2) 特定性と具体性の関係について

刑事訴訟における事実の「特定性」と「具体性」について、ある「事実」をもって審判対象である「債権」を特定することと説明されているが（31ページ）、この点、ある事実によって権利を特定することと、ある事実自体が「特定」していることは、別の問題ではないかという疑念がある。たとえば、民事訴訟において「100万円の交付」という事実の主張についてみれば、それだけでは事実を特定したことにならず、「消費貸借としての100万円の交付」あるいは「弁済としての100万円の交付」と主張しなければ、その事実を特定したことにならないということで、その事実によって貸金返還請求権等の権利を特定するべきことを問題としているわけではない。

また事実の具体性について、これは「（ある特定の）契約成立に該当する事実として正しく主張されていること」と説明されているが（31ページ）、事実の具体性と要件事実を正しく主張することは別のことではないかという疑念も残る。たとえば、隣接する工場からの類焼で自宅が焼けたとして損害賠償請求をする場合に、「工場のA建物付近からの失火」と主張すれば事実は特定されているが、自宅内のテレビから失火して自宅が焼け損害賠償請求をする場合には、「テレビ付近から失火」では事実の特定性が認められず、「テレビの後部付近から失火」と主張しなければならない。これは、裁判所が事実の存否を審理する対象としての明確性と当事者の攻撃防御の対象としての明確性から、事実主張にどの程度の具体性がよいかの問題であり、要件事実を正しく主張していることとは別の問題であると考えべきであろう。

本研究が内包するこれらの問題点について、受審者は、刑事訴訟と民事訴訟の相違によるものと把握しているというが、なお慎重な考察が求められよう。

3) 証明責任について

証明責任に関して、通説・判例の法律要件分類説の説明において、「証明責任規範」が実体法の各法条の外に存在するとされているが、法律要件分類説によれば、各法条は要件事実が「存在する場合のみ」適用されるのであり、その要件事実の「存否不明の場合」には、証明責任規範といったものを介在させる必要はなく、当該法条の不適用が帰結するのではないかと、という指摘について、受審者は主張を認め、次の機会に訂正したいと述べている。

3. 公法領域

訴因の特定の具体的問題として、被害者情報の匿名化が適正手続を受ける権利（憲法31条）や公平で迅速な刑事裁判を受ける権利（憲法37条）を侵害する可能性があると思われるが、我が邦の実務およびドイツにおける状況について、受審者によれば、日本においては被告人の防御権と裁判を受ける権利（憲法32条）などの犯罪被害者の諸権利の衡量問題として、後者を重視する状況があるのに対して、ドイツにおいては、そもそも起訴状における記載事項と一件記録の取り扱いが異なるために実務上の問題となっているわけではないが、我が邦同様の配慮を行うと考えられる。これに対して、受審者は、被害者情報の匿名化を広く認めること（たとえば氏名はもちろん日時・場所なども秘匿されたような場合）は、受審者は、既判力、一事不再理の問題を生ずる危険性もある点に注意が必要であるとし、一定の留保を認めたいと述べる点、刑事訴訟法学理からの警鐘とも受け止められよう。

4. 全体評価

本研究は、現行刑事訴訟法に新しく取り入れられた訴因及びこれに関連して公訴事実の同一性について、旧刑事訴訟法・ドイツ刑事訴訟法に範を求め、また民事訴訟法〔学〕にも刑事訴訟理論構築の鍵を探ろうとするものである。周知の通り、ドイツ刑法及びこれに範を置く旧刑事訴訟法は、ともに職権主義に拠って立つがゆえに、アメリカ合衆国憲法およびこれに範を置く日本国憲法と調和すべく制定された現行刑事訴訟法が当事者主義を前提とする点で異質であり、両者を相互に関連づけて刑事訴訟の諸問題を考察する試みは多くなく、また、社会生活上の私人間の紛争の具体的解決を図ることを主たる目的とする民事訴訟と、罪を犯した者に対する国家刑罰権を適用の可否を決することを主たる目的とする刑事訴訟との間でもその接点を見出そうとする見解は瑣少であった。これに対して、受審者は、前者については、条文の構造にも注目しつつ、刑事訴訟における審判の対象という意味で相違はないと捉え、後者については、民事訴訟における請求原因事実の構造を手がかりに訴因論を構築しようとする。この挑戦的な研究方法は先駆的価値を有するとともに、研究成果もまた今後の学理の展開に少なからぬ影響をおよぼすことが期待されるということが出来る。

これに対して、口頭試問における質疑応答を通じて、民事訴訟法学に対する受審者の理解が必ずしも的確でないことが審査者より指摘され、受審者自らこれを認めており、また、刑事訴訟の学理の構築を重視するあまり刑事司法実務（特に判例理論）に対する寄与の必要が過小評価されてしまう懸念も否定できない。しかしながら、口頭試問における受審者の応答は質疑に対して正確に説明・論証しようとするものであり、指摘された課題に対しても今後真摯に立ち向かい研究のさらなる展開を約束しており、我々審査者は一致して受審者の真摯な学究意欲とその姿勢を確認することができた。そして上述の問題点は、この帰結を低く見誤らせるものではないというべきである。以上に照らして、論文審査及び口頭試問の結果、本研究の学術的価値は高く、かつ受審者は旺盛な研究意欲、高度の研究能力及び研究者としての高い倫理観を備えた人物であることが認められる。よって審査者一致して受審者は博士（法学）の学位を授与されるに値すると評価する。